

平成 2 8 年 度

第 4 回 千 葉 市 環 境 影 響 評 価 審 査 会

議 事 録

平成 2 9 年 3 月 2 3 日（木）

千 葉 市 環 境 局 環 境 保 全 部 環 境 保 全 課

平成28年度第4回千葉市環境影響評価審査会議事録

1 日 時：平成29年3月23日（木） 午後5：00～7：15

2 場 所：千葉市役所本庁舎8階 正庁

3 出席者：（委員）

岡本会長、前野副会長、三澤委員、諸井委員、杉田委員

大原委員、田口委員、根上委員、土谷委員、鶴見委員

北原委員、能川委員

（事務局）

大木環境保全部長、御園環境総務課長、安西環境保全課長

小川環境規制課長、富塚自然保護対策室長、川瀬温暖化対策室長

奥村環境保全課課長補佐

4 議 題

（1）千葉市北谷津新清掃工場建設に係る計画段階環境配慮書について（諮問）

（2）その他

5 議事の概要

（1）千葉市北谷津新清掃工場建設に係る計画段階環境配慮書について（諮問）

千葉市北谷津新清掃工場建設に係る計画段階環境配慮書について会長に対し、
諮問した。

（2）その他

今後のスケジュールを確認した。

6 会議経過

午後 5時00分 開会

【奥村環境保全課課長補佐】 それでは、定刻になりましたので、ただいまから平成28年度第4回千葉市環境影響評価審査会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の進行を務めます環境保全課課長補佐の奥村でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

開催に当たり、環境保全部長の大木からご挨拶申し上げます。

【大木環境保全部長】 環境保全部長の大木でございます。

本日は、今年度第4回目となります千葉市環境影響評価審査会を開催いたしましたところ、委員の皆様には、大変お忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、日ごろより、本市の環境行政はもとより、市政各般にわたりご指導、ご協力をいただいておりますこと、厚く御礼を申し上げます。

このたび、千葉市から、千葉市若葉区にございます北谷津清掃工場を撤去し、新たな清掃工場を建設する計画に係る計画段階環境配慮書が提出されたところでございます。本配慮書に対する市長意見の形成に当たりまして、千葉市計画段階環境影響評価実施要綱に基づき、千葉市北谷津清掃工場建設に係る計画段階配慮書について諮問させていただきますので、各委員の皆様におかれましては、ご審議いただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いをいたします。

【奥村環境保全課課長補佐】 次に、本日の審査会の成立についてご報告いたします。

千葉市環境影響評価条例施行規則第95条第2項の規定により、この審査会の開催につきましては、委員の半数以上の出席が必要です。委員総数17名のところ、本日は12名の方にご出席いただいておりますので、本日の審査会は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、矢野委員、櫻庭委員、田部井委員、佐久間委員、羽染委員、5名の委員の方から欠席のご連絡をいただいております。

それでは、机上にあります本日の会議資料のご確認をお願いいたします。次第、A4、1枚、続きまして、資料1「千葉市北谷津新清掃工場建設に係る計画段階環境配慮書」及び配慮書のあらまし。次に、資料2「千葉市北谷津新清掃工場建設に係る環境影響評価手続きのスケジュール」について。続いて、参考資料として1～3までとなります。また、次第には記載されておりませんが、事業者が用意した資料、カラーのパワーポイント資料も配付しております。

以上ですが、不足等ありませんでしょうか。

次に、会議、議事録の公開についてご説明いたします。本日の会議は、千葉市情報公開条例の規定により公開となっております。また、議事録も委員の皆様にご承認いただいた後公表することとなりますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

す。

それでは、これより議事に入らせていただきます。ここからの議事の進行につきましては、岡本会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

【岡本会長】 本日は年度末のお忙しい中、お集まりいただきまして、また遅い時間にお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

それでは、これより議事を進めさせていただきます。私も着席して進めていきますので、説明される方も着席したままで結構でございます。

それでは、初めに議題 1「千葉市北谷津新清掃工場建設に係る計画段階環境配慮書について（諮問）」です。事務局より説明をお願いいたします。

【大木環境保全部長】 先ほどのご挨拶の中でも触れさせていただきましたけれども、このたび千葉市計画段階環境影響評価実施要綱に基づきまして、平成 28 年 12 月 28 日付で、千葉市から千葉市北谷津新清掃工場建設に係る計画段階環境配慮書の送付を受けました。つきましては、市長意見の形成に当たり、計画段階環境配慮書について諮問するものでございます。

（大木環境保全部長より岡本会長へ諮問書手交）

（諮問書の写しを配布）

【岡本会長】 ただいま、千葉市北谷津新清掃工場建設に係る計画段階環境配慮書についての諮問を受けましたので、この審査会で審議をしていきたいと思います。

それでは、配慮書の審査に当たり、最初に事務局から、その後事業者から事業概要及び配慮書の説明があります。

では、最初に事務局より説明をお願いします。

【安西環境保全課長】 環境保全課の安西と申します。座って説明させていただきます。

事務局からは、2 点ほど説明させていただきます。まず 1 点目といたしまして、要綱に基づく配慮書手続きについて。2 点目としまして、千葉市の環境状況について、それぞれ資料に沿って説明させていただきます。

それでは、参考資料 1 をご覧ください。

このたびの配慮書手続きにつきましては、平成 26 年 4 月に制定いたしました千葉市計画段階環境影響評価実施要綱に基づく手続きとなります。資料 5 行目以降に書いてございますが、市の事業を対象として、事業の枠組みが決定される前の事業検討段階において、事業の位置、規模等に関する複数案の検討を行うとともに、対象事業による地域の生活環境、自然環境等に与える影響を可能な限り回避・低減することを目的として、市民、専門家、公共団体からの意見を求めるものです。要綱に基づく手続きではございますが、配慮書手続きの実施の時期、あるいは考え方につきましては、法に基づくものと同様となっております。

続きまして、手続きのフローとしましては、以前、法に基づく火力発電所を審査していただきましたが、審査については経済産業省や環境省、千葉県、千葉市などが関与し、計画に対して意見を申しました。このたびの案件につきましては、千葉

市のみが関与し、事業者に意見を申すこととなります。

従いまして、①～④に書いてございますが、事業者は、まず配慮書を市に提出。市は、一般の皆様方から環境の保全の見地から意見を募集。そして事業者は、その意見に対する見解書を市に提出。市はこの見解書を受け、最終的に事業者に対し市長意見を提出することとなります。事業者は、市長意見を尊重し、できる限り環境影響の回避、低減を検討することとなります。このように環境への配慮に向けた手続きを行うこととなります。

続きまして、本市の環境状況につきまして、環境規制課から説明させていただきます。

【小川環境規制課長】 環境規制課長の小川でございます。私のほうからは、今回の審査の前提となります本市の環境の現況について、平成28年版環境白書（抜粋）を用いまして、説明をさせていただきます。別添の参考資料2をご覧ください。平成27年度千葉市環境測定結果と記してございます。

めくっていただきまして、1 ページ目でございます。その図 4-1-A が、一般環境大気測定局 13 局及び自動車排出ガス測定局 5 局の位置を示した地図となっております。

めくっていただきまして、2 ページ目。この表の 4-1-①に測定結果を。この表の一番左側、二酸化窒素につきましては、一般環境大気測定局 13 局及びその下の表自動車排出ガス測定局 5 局の計 18 カ所で環境基準を達成。また、千葉市環境目標値につきましては、自動車排出ガス測定局 3 局を除く 15 局で達成という形になってございます。

また、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質 PM2.5 につきましては、測定を実施しております全ての局で、さらに自動車排出ガス測定局のみで測定をいたしております一酸化炭素につきましても、環境基準と千葉市環境目標値の双方を達成しております。なお、このうち PM2.5 につきましては、平成 23 年の測定開始以来、初めて 9 局全ての測定局での達成となっております。

なお、光化学オキシダントにつきましては、全測定局において環境基準及び千葉市環境目標値のいずれも達成することができませんでした。

次に、アスベストの測定結果についてですが、めくっていただきまして、9 ページのほうをご覧くださいませうでしょうか。9 ページに、平成 27 年度のアスベストの調査結果を取りまとめたものを載せてございます。現在、市内各区の一般環境大気測定局 6 地点におきまして、年 4 回、あと主要幹線道路の自動車排出ガス測定局の 2 地点におきまして、年 2 回、調査を行っております。

27 年度の調査結果では、1L 当たりの総繊維数は 0.056 本未満～0.24 本の範囲であり、北谷津清掃工場に最も近い大宮小学校測定局の測定結果では、1L 当たり 0.056 本～0.23 本となっております。

アスベストにつきましては、一般大気環境中の環境基準は設定されておきませんが、環境省が取りまとめております平成 26 年度アスベスト大気濃度調査結果では、

国レベルで住宅地域での総繊維数は 0.071 本～0.3 本となっており、これに対する環境省のコメントは、特に高い濃度は見られませんでしたという形で公表がされておるところでございます。

続きまして、水質の状況でございますが。本計画との関連の深い都川及び鹿島川について説明をさせていただきます。申し訳ございません、資料 3 ページのほうへ戻っていただけますでしょうか。

3 ページ図 4-2-A に測定位置を示してございます。中心部を流れます都川では、6 番～11 番の 6 地点で測定を実施してございます。また、この中の図の⑥と書いてございます都橋、この地点が現在、環境基準点として設定されております。また図中の 8 番青柳橋、9 番新都川橋、10 番辺田前橋、11 番高根橋の 4 地点におきまして、環境基本計画におけます環境目標値を設定してございます。また、市独自調査地点といたしまして、図の中の 7 番立会橋下の 1 地点を設定しているところでございます。

続きまして、この図の北側になりますが、鹿島川でございます。鹿島川は 15 番～19 番の 5 地点で測定を実施してございます。市内に鹿島川の環境基準点というものは設定されておりませんが、図中 15 番、一番下流になります下泉橋及び、図の中 18 番平川橋及び 19 番下大和田町 1146 番地地先の 3 地点に、千葉市では環境目標値を設定してございます。また、市独自調査地点としまして、図の中 16 番中田橋、17 番富田橋の 2 地点を測定地点として設定をしておるところでございます。

続きまして、河川のこの水質についてでございますが。ページをめくっていただきまして、4 ページ、表 4-2-①でございます。平成 27 年度の河川の生活環境項目調査結果を、ここに示してございます。

表の左側の水域名、2 段目になりますが、都川の水域ですが、環境基準点は、先ほどもお話しさせていただきましたとおり、⑥の都橋。また環境目標値でございますが、地点番号 8 番～11 番の 4 地点に設定をいたしましたところです。また、同じく水域名の 4 段目には、鹿島川水域、地点番号 15 番、18 番、19 番に環境目標値が設定されております。

測定結果についてでございますが、まず環境基準の設定をしております水素イオン濃度につきましては、設定されております環境基準の範囲内に、また溶存酸素量 DO につきましては設定されている基準値以上、あるいは目標値以上を確保。さらに生物科学的酸素要求量 BOD、及び浮遊物質 SS につきましては、設定されている環境基準及び千葉市環境目標値を全て下回ってございます。

次に、カドミウムなどを初めといたします健康項目についてです。めくっていただきまして、5 ページ目～7 ページにかけてでございます。表(8)平成 27 年度の河川の健康項目測定結果に示してございますが、全ての地点で環境基準を下回っております。

最後に、自動車騒音についてですが、めくっていただきまして、最後のページ、10 ページをご覧ください。ここに平成 27 年度に千葉市が測定を実施いたしました、

路線別面的評価結果を示してございます。今回の事業区域に最も近いと思われます国道 126 号線につきましては、一連番号、左側の番号で 4 番になりますけれども、昼夜間とも基準値以下であった割合は 76.4%と。一番下に全体の集計をしてございますが、全体の 85.4%に比べると低いという状況になってございます。

説明は以上でございます。

【岡本会長】 どうもありがとうございます。ただいまの事務局の説明について、何かご質問等がございましたら、お願いしたいと思います。先生方、よろしくお願いします。

【能川委員】 よろしいですか。

【岡本会長】 はい、お願いします。

【能川委員】 質問ではなくて、教えてもらいたいのですが。2ページの表4-1-①に、下の2行に環境目標値と環境基準と書いてあるのですが、これはどういうことでしょうか。例えば二酸化窒素は0.04と0.06になっていますが、この違いは何でしょう。

【岡本会長】 事務局より説明をお願いします。

【小川環境規制課長】 はい、環境規制課の小川でございます。

まず、環境基準につきましては、委員の皆様もご存じのとおり、環境基本法に基づきまして国が設定をしておるものでございます。これに対しまして環境目標値というのは、千葉市の環境基本計画の中で、特にこの物質についてはこの数値にしましょうということ。今、委員さんからご質問があった0.06と0.04につきましては、環境基準のほうが0.06以下で、環境目標値としては0.04、さらに低い0.04の方を千葉市の環境目標値として設定しているということにしておりますが、よろしいでしょうか。

【岡本会長】 先生、よろしいですか。

【能川委員】 環境基準値というと、下のほうに書いてあったのでしょうか。備考4のほうに、二酸化窒素の環境基準は0.04～0.06ppm内ということで書いてありますよね。ですから、これが正解ですよ。ですから環境目標値というのは、本来、法的にはないのではないですか。

【岡本会長】 それでは、私のほうから説明をします。これは、現在、二酸化窒素の環境基準は備考の4に書いてあるとおり、0.04～0.06までのゾーン内、またはそれ以下であることとなっております。それ以前の環境基準に比べると、若干値が高くなっています。その環境基準の改定に際しまして、さまざまな意見がありました。

当時、千葉ではさまざまな問題を抱えておりまして、国の環境基準が緩くなっても、千葉県では当面、従来の厳しい基準を行政上の目標として大気環境保全についての環境行政を進めてまいりました。それが、ここで書いてある環境目標値ということになっております。

よろしいでしょうか。

【能川委員】 後で関係するのですが、「重大な影響がない」という表現が出てきます。

私はいつも、こういう審議会のときには、その「重大な影響がない」という表現に関して気になるので、こうやってお尋ねしているわけです。この配慮書を拝見すると、環境基準内におさまるから、重大な影響がないとお考えのように思います。重大が影響はないということが、環境基準と照らし合わせて、その中であれば重大な影響はないというようにおっしゃるように、私はこれを捉えましたので。

そうすると、ここに環境目標値を出されてこられると、環境基準は0.06だから、理解の仕方が全く違いますよね。もともとは千葉市では大気汚染による健康被害があったということで、千葉大教授で学長を務められた吉田先生がしっかり調査されて、随分論戦になりました。

そのときに、じゃあ環境基準をどう設定するかということで、国のほうの委員会で議論をしていましたが、意見が一致しなかったことを繰り返しました。そうすると、0.06みたいな高いところに設定しようとする学者さんと、まだ0.04でも高過ぎるという学者さんが議論をして、結局まとまらなかったんで、何といたしますか、その妥協点として0.04～0.06という、恐らく世界でも類を見ないようなゾーン値がつくられて、ここに来ているのです。それを、議論を重ねて一つの値になるような努力があるかということ、ずっとそれが変わらないで来ているのです。

いろんな国の委員会等に用いている基準値も、都合のいいように0.04と0.06を使い分ける場合が多いのです。ですから、それは何を意味するかということ、環境基準というのは、数字にすると極めてはっきりと判断できるように思うかもしれませんが、実際のいろんな研究をやってみると、一つに収束することはあり得ないです。だから、その難しさを表しているのです。

それともう一つは、その環境基準というのが、有害物質なんかもそうですが、年々研究が進むたびに下がっているのです、安全値というのが。だから、鉛の安全値なんか見ると、どんどん下がっています。

今でも、日本産業衛生学会では、血中鉛濃度を $20 \mu\text{g/dl}$ から $15 \mu\text{g/dL}$ にしようと、やっているのです。ですから環境基準だけを目安に判断するというのは、いかななものかなと常に思っていたので、意見を述べさせていただきました。

【岡本会長】 先生、 どうもありがとうございます。

ほかに質問、ご意見のある方はおられますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続いて事業者からの説明になります。

では事業者が入場しますまで、しばらくお待ちください。それでは、準備をお願いいたします。

(事業者入室)

【岡本会長】 どうぞ、おかけになってください。準備は、よろしいでしょうか。

それでは、廃棄物施設課より説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【神崎資源循環部長】 千葉市資源循環部の神崎でございます。本日は、千葉市北谷津新清掃工場建設に係る計画段階環境配慮書について説明をさせていただく時間をいただきまして、誠にありがとうございます。

北谷津の新清掃工場につきましては、千葉市一般廃棄物処理施設基本計画に基づき、平成 38 年度の供用開始を目指して、建設を推進することとさせていただいております。審査会の委員の皆様方のご協力、そしてご意見をいただきながら、適切な環境配慮の下、施設整備を推進してまいりたいと考えておりますので、ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

概要につきましては、廃棄物施設課長よりご説明申し上げます。

【瀬川廃棄物施設課長】 廃棄物施設課長の瀬川でございます。座って説明させていただきます。

これより、千葉市北谷津新清掃工場建設に係る計画段階環境配慮書の概要について、ご説明いたします。

本日、ご説明する内容は、スクリーンにおいて示した千葉市の計画段階環境配慮手続き、それから対象事業計画の概要、対象事業計画の実施区域及びその周囲の概況、調査・予測及び評価結果の概要、総合的な評価、この五つの項目となっております。

初めに、千葉市の計画段階環境配慮書の手続きについてですが。これは事務局さんのほうから説明があったと思いますので、ここでの説明は割愛させていただきます。

対象事業計画の概要について、説明いたします。事業概要の背景・目的ですが、現在の北谷津清掃工場は、昭和 52 年に運用が開始され、運用開始後 39 年が経過しております。施設の老朽化が進んでおります。また、ほかの北清掃工場、新港清掃工場についても平成 30 年代後半には老朽化していく状況にあり、新清掃工場の計画的な整備が必要となっております。

また市民の方々のご協力により、ご覧のように焼却ごみが平成 16 年度、約 34 万 t ありましたものが、平成 26 年度には 25 万 t まで減量となっております。現在の 3 清掃工場体制から、今後は二つの工場を運用しながら一つの建てかえを行う、3 用地 2 清掃工場運用体制へ移行する計画としており、本年 3 月末をもって北谷津清掃工場の運転を停止いたします。以上の背景により、本事業は施設の計画的な整備の観点から、既存の北谷津清掃工場の用地を活用した、新清掃工場の建設を行うものであります。

計画施設の概要でございます。事業者は千葉市。所在地、千葉市若葉区北谷津町 347 番地、現在の北谷津清掃工場用地でございます。区域面積 3 万 1,710m²、処理能力 585t、195t の焼却炉が 3 炉でございます。煙突高さ 130m。運用開始は平成 38 年度を予定しております。

対象事業実施区域の位置です。対象事業実施区域は、位置図に示すとおり、千葉市の北東側に位置し、現在の北谷津清掃工場の用地です。近隣の市としましては、四街道市、佐倉市、八街市がございます。詳細図で示す赤枠の範囲が、対象事業実施区域です。

対象計画案です。配慮書では、事業の位置、規模及び配置構造の観点から、ご覧

のとおり事業の位置、事業の規模、煙突高さ、処理方式、施設配置の五つの計画案について検討を行いました。

事業の位置、煙突高さですが、事業の位置については、千葉市一般廃棄物処理基本計画において定められていることから、北谷津清掃工場用地の単一案としました。煙突高さについては、130mの単一案としました。計画施設の建屋高さは、43m程度を想定しております。ダウンドラフトの発生を防ぐために、煙突高さは、その2.5倍以上とする必要があります。また、本市の内陸部にある北清掃工場の事例を考慮しまして、より排ガスの拡散が図れる130mといたしました。

事業の規模です。処理能力が585t、1炉195tが3炉でございます。先ほどもちょっとお話ししましたが、3清掃工場が同時に建てかえ時期が来たということで、計画目標年次を平成43年度としております。この時点で、二つの工場が完成するということでございます。そのときに焼却対象物が、約28万トンと想定しております。この可燃ごみを、両工場で、当分同じ量で処理するということで、焼却能力を522tということで想定しておりますが、北谷津用地の新清掃工場につきましては、新港工場、リニューアルしますけども、この工場から出る焼却灰約1万5,000t、それから新浜リサイクルセンターから出ます不燃残渣約2,400t、これをあわせて処理するということを考えておりまして。年間の処理量が、約15万8,000tとして、日量を585tということで想定しております。

次に、処理方式でございます。処理方式につきましては、学識経験者の意見聴取を行い、ガス化熔融方式のシャフト炉式、または流動床式の二つの案を設定しました。i案のシャフト炉式は、製鉄用の溶鉱炉のような炉の中で、乾燥、熱分解、熔融を行い、ごみは全て熔融状態でスラグやメタルとして回収されます。一方、ii案の流動床式は、炉内の高温の砂の熱によって熱分解を行い、炭化物と灰分は旋回熔融炉で熔融される方式でございます。

次に、施設配置についてでございます。敷地の形状や車両動線、作業動線等を考慮しまして、制約の中で実行可能な案として二つの案を設定しました。①案は、煙突を北側、プラットホームを南側に配置した計画案となります。ごみ搬入車両等の出入り口は、既存の北谷津清掃工場と同様に敷地の南西側とし、このほかに一般車両等の出入り口を2カ所設置いたします。

②案は、煙突を南側、プラットホームを北側に配置した計画案となります。ごみ搬入車両等の出入口は敷地の南側とし、一般車両等の出入口については、ごみ搬入車両等のものとは別に南側に設置いたします。

複数案のまとめです。処理方式が、シャフト式、流動床式の2案、施設配置は煙突北側配置、南側配置の2案でございます。

次に、土地利用計画及び建築計画の概要です。清掃工場は、可燃物の受け入れのプラットホーム、ごみピット、焼却炉、排ガス処理と、ごみの流れに沿って機器が配置されますので、建物は基本的には長方形となります。今回、処理方式が二通りですが、炉室の面積は同じくらいであり、建物の大きさは同一となりました。

土地利用計画は、建築物等として工場棟、計量棟、ストックヤードなどを配置し、また緑地、構内道路、駐車場を整備する計画となっております。建築計画は、ご覧のとおりです。工場棟の高さは43メートル程度を想定しております。

主な公害防止基準です。左から大気質、ばいじん、塩化水素、硫黄酸化物、窒素酸化物、ダイオキシン類、水銀ということで、計画値、法・条例の規制値、それと一番右側が現北谷津清掃工場の計画値でございます。法・条例等、それから現工場の計画値よりも大幅な排出量を削減できる計画値としております。騒音、振動等につきましては、法と同等以下とするように計画しております。

次に、主な公害防止計画です。大気質の汚染防止については、ばいじんにつきましては、ろ過式集じん器、バグフィルタで捕集をいたします。塩化水素、硫黄酸化物につきましては、乾式法を採用し、消石灰やナトリウム系の塩剤等の吹き込みとろ過式集じん器、バグフィルタの組合せにより除去をいたします。窒素酸化物につきましては、燃焼制御により、できる限り発生を抑えるとともに、触媒脱硝装置により除去いたします。ダイオキシン類につきましては、ガイドラインを遵守をしながら活性炭を吹き込み、ダイオキシン類を吸着させて、ろ過式集じん器、バグフィルタにて除去いたします。また、触媒脱硝装置によっても、窒素酸化物とあわせてダイオキシン類を分解いたします。

次に、水銀につきましては、まだ法施行になっていませんけども、一応先取りを考えておりまして。活性炭を吹込吸着して、ばいじんと同じく、ろ過式集じん器、バグフィルタで除去する計画でございます。

次に、騒音・振動防止計画でございます。騒音対策につきましては、著しい騒音を発生する機器類は、騒音の伝播を緩和させるために隔壁、防音室を設け、壁や天井等に吸音材を設置して防止します。特に次の著しい送風機やコンプレッサーなどについても、同じように適切な防音対策を施しますほか2点対策を講じます。

振動対策につきましては、著しい振動を発生する機器類につきましては、振動の伝播を緩和させるため、緩衝剤や、または堅固な基礎を設ける。例えば防振ゴム、それから例えば清掃工場では発電なんかやっていますが、発電のタービンなんかというものは、建物と分離して独立基礎をつくって、振動の抑制などをしておりますほか二つの対策を講じます。

搬出入ルートでございますが、ごみ搬入車両等の主な搬出入ルートは、主要地方道千葉川上八街線や対象事業実施区域の南側を走る市道を利用する計画でございます。

次に、工事工程です。期間は平成33年から5年間ということで、37年度を予定しております。最初は解体撤去工事、次に建築土木、これは地下を掘る掘削です。それから建築工事、これは建物です、それからプラント工事が。それから建築土木の上のほうにあります、これは外構植栽等ということで、一番下の試運転が半年ぐらいの施行かなと考えておりまして、37年度末に完成しまして、38年度から稼働を予定しております。

次に、対象事業区域及びその周囲の概況です。対象事業実施区域周辺の土地利用について、北東側や南西側は山林などが見られます。西側には、大草谷津田いきもの里がございます。西側から北側にかけては、住宅や農地、民間の事業所などが混在しております。南東側には、若葉いきいきプラザや北谷津温水プール等の公共施設や事業所などが見られ、対象事業区域周辺は、市街地と自然が組み合わさった土地利用となっております。なお、対象事業実施区域の用途区域は、市街化調整区域となっております。

続いて、調査・予測及び環境評価についてです。評価の観点ですが、配慮書では処理方式及び施設配置の複数案について、環境に重大な影響を及ぼすおそれがあるかという点と、複数案のどちらがより環境に配慮したものかを比較し、追加で必要となる保全対策案については検討を行うなど、二つの観点から評価を行いました。

次に、計画段階環境影響評価の項目の選定結果について、説明いたします。スクリーンには、事業の実施に伴う影響要因と影響を受ける可能性のある環境要素を表にまとめております。黒丸が予測評価を行うこととした項目です。選定に当たっては、対象事業計画の特性と地域の概況を勘案し、環境に重大な影響を及ぼすおそれのある項目及び複数案による環境影響の比較評価を適切に行うことのできる項目を選定いたしました。

それでは、項目ごとに調査・予測評価を行った計画につきまして、ご説明いたします。初めに、大気質です。供用時における、ごみ処理、施設稼働及び廃棄物の搬出入の影響について行いました。

ごみ処理施設稼働による大気質の予測結果についてです。処理方式に関する複数案について、施設が稼働することによる最大着地濃度地点での負荷濃度と現況の濃度に負荷濃度を加えた将来濃度を予測いたしました。予測は大気環境を常時監視、測定局の既存データを用いまして、最多風向の頻度等をもとに簡易的な長期平均濃度の拡散計算を行いました。

その結果、最大着地濃度につきましては、i 案、ii 案ともに同程度であり、現況のほうでの対比、増加率として、0.2～3.0%程度となりました。また、将来濃度は、いずれの案も環境基準等を満足するものと予測されました。

大気質、環境保全措置でございます。本事業の実施に当たっては、環境保全措置として事業計画でも説明したとおり、新工場の供用に関しては、ばいじんはろ過式集じん器で捕集するなどの措置を講じることで、ごみ処理施設稼働にかかわる大気質の影響を低減する計画です。

次に、評価結果です。最大着地濃度は、i 案のシャフト炉式、ii 案の流動床式で同程度でありまして、現況濃度に対する増加率は 0.2～3.0%、将来濃度はいずれの案も環境基準等を満足するものとされることから、i 案、ii 案で周辺に対する影響に大きな差はありません。いずれも重大な影響が生じることはないと評価いたしました。

大気質の予測結果です。廃棄物の搬出入にかかわる大気質です。施設の配置に関

する複数案につきまして、搬入路から住宅地側の敷地境界までの距離や工場内の走行距離の違いを踏まえ、予測を行いました。車両台数及び走行ルートは、i 案、ii 案ともに同様であることから、工場の外の走行による影響については、いずれの案も同じとなります。工場内については、工場内の走行距離に若干差があることから、ii 案のほうがやや少なくなるものの、大気汚染への影響としては、ほぼ同程度と予測されます。

次に、大気質の環境保全措置についてですが。新工場の供用に際しては、ごみ搬入車両等の関係車両は、可能な限り最新排出ガス規制適合車を採用するよう努めるなどの措置を講ずることにより、廃棄物の搬出入による大気質の影響を低減する計画です。

次に、評価です。周辺地域への影響、対象事象実施区域付近への影響及び走行に伴う排出ガスの発生量は、いずれも同程度であるため、周辺地域への影響には大きな差はないものと評価いたしました。

次に、悪臭は、供用時におけるごみ処理施設稼働による影響について、施設からの排出ガスによる臭気、廃棄物の貯留による臭気の二つの観点から行いました。

予測結果です。初めに、排出ガスによるものですが、煙突からの排ガスに含まれる臭気が拡散された後に地上でどの程度の影響があるか、臭気濃度の予測を行いました。予測の結果、最大着地濃度地点における臭気濃度は、i 案、ii 案ともに 10 未満となり、大部分の地域住民が日常生活において臭気を感じない程度になるものと予測されました。

予測結果です。廃棄物の貯留による臭気については、発生源となるプラットホームの開口部から住宅地側の敷地境界までの距離を整備するとともに、事業計画の内容を踏まえ、予測を行いました。本事業では、悪臭防止法に基づき、敷地境界において臭気指数 16 以下とし、周辺の人々の多数が著しく不快を感じないと認められない程度とする計画であることから、敷地境界から離れている住宅地への臭気による影響は、さらに小さいものとなると予測されます。また、プラットホームの開口部から住宅地側の敷地境界までの距離は i 案では 41m、ii 案では約 53m であり、悪臭の影響の観点からは、ほぼ同程度と予測されます。

続きまして、悪臭の保全措置についてです。新工場の供用に際しては、プラットホームの出入口に自動開閉扉やエアカーテンを設置します。臭気が外部に漏れない構造とします。このことによりまして、ごみ処理施設稼働による悪臭の影響は低減する計画です。

評価結果です。排ガスによる臭気の影響の程度ですが、最大着地濃度地点での臭気指数は、i 案、ii 案とも 10 未満となりまして、地域住民が日常生活において臭気を感じない程度となります。廃棄物の貯留による臭気の影響の程度ですが、敷地境界において臭気指数 16 以下とし、敷地境界から離れている住宅地への臭気による影響は小さいものとなると考えておりますので、重大な影響が生じることはないとは評価いたしました。

次に、廃棄物の貯留による臭気の影響の程度です。プラットホームの開口部から住宅地側の敷地境界までの距離は、i 案、ii 案とも同程度であります。これによって、周辺に対する影響についても大きな差はないものと評価いたしました。

次に、騒音・振動の供用時における影響についてでございます。予想は、工場棟から住宅地側の敷地境界までの距離について整理するとともに、事業計画の内容を踏まえて行いました。本事業では、騒音及び振動の発生を防止するための各種環境保全措置を講じる計画であり、敷地境界において騒音規制法、振動規制法及び千葉県環境保全条例に基づく規制基準値以下とする計画であることから、周辺住宅への影響は小さいものになると予測されます。また、工場棟から住宅地側の敷地境界までの距離は最短で、i 案で約 41m、ii 案で約 35m となっており、騒音・振動の影響の観点からは、ほぼ同程度であると予測されました。

次に、環境保全措置について。新工場の供用に際しては、スライド 17 の騒音・振動方式でご説明しましたが、ご覧の措置を講じることによりまして、ごみ処理施設稼働により騒音・振動の影響を低減する計画でございます。

評価結果です。敷地境界において規制基準値以下とする計画であることから、周辺の住宅地への影響は少ないものになると予測され、重大な影響が生じることはないと評価いたしました。また、工場棟から住宅地側の敷地境界までの距離は、①案②案とも同程度であるため、周辺に対する影響に大きな差はないものと評価いたしました。

次に、土壌・地下水質です。工事の実施による影響について予測を行いました。土壌や地下水質に対しては、処理方式や施設配置によって影響に違いは生じないことから、予測評価は複数案全て共通となります。既存の工場の解体・撤去及び計画施設の建設に先立ち、土壌汚染対策法の関係法令に基づく調査を行い、汚染の有無について確認を行うこととしております。土壌汚染が確認された場合につきましては、適切な手続きを実施の上、汚染土の飛散等の防止、適切な処理・処分を行うことから、周辺環境への重大な影響はないものと予測いたしました。

環境保全措置について。工事に当たっては、仮囲いや散水により粉じんの飛散を防止するほか、土壌汚染が確認された場合につきましては、関係法令を遵守し、必要な措置を講じることにより、工事の実施による土壌・地下水質への影響を低減する計画です。

評価結果です。既存の北谷津清掃工場の解体・撤去及び計画施設の建設に先立ちまして土壌調査を行い、汚染の有無について確認を行います。土壌汚染が確認された場合は、土壌汚染対策法に基づく適切な手続きの実施の上、適切な処理・処分を行います。以上、重大な影響が生じることはないと評価いたしました。

次に、日照障害です。供用時におけるごみ処理施設の存在による影響について、予測を行いました。予測は、施設配置に関する複数案について、建物による日影の広がりや影響を受ける範囲を予測いたしました。

予測の結果として、図には日影になる時間ごとに色を塗っており、面積は右の表

のとおりです。①案では、緑で示した 3 時間以上 4 時間未満及び青色で示した 4 時間以上日影となる範囲が見られますが、日影となる部分に人家は含まれておりません。②案では、4 時間以上となる部分はなく、最大で 3 時間以上 4 時間未満となりますが、日影となる部分には人家が存在いたします。

環境保全措置については、今後詳細な計画を検討するに当たり、可能な範囲で建物等の配置、形状、高さ等について配慮することとしております。評価については、①案の煙突北側配置のほうが、ごみ処理施設の存在による日影の時間が小さく、また人家が存在しないことから、日照障害の影響が少ないものとされますので、より環境に配慮した案であると評価しました。

次に、景観です。供用時におけるごみ処理施設の存在による影響について、予測を行いました。

予測地点は、対象事業実施区域周辺において複数案による違いを適切に把握できる地点、4 点といたしました。予測は、施設配置に関する複数案について、現況写真に計画施設を合成したモンタージュ写真と予測地点から計画施設を見たときの垂直視角により行いました。

現況写真に計画施設を合成した結果について、地点 1 及び地点 2 では、①案については煙突の位置は現状とほぼ同じであり、現況から眺望景観の変化は小さく、②案については煙突の位置が現状と大きく変わるとともに、工場棟の大きさのある壁面が道路に近い位置にあらわれることから、市道北谷津町 4 号線沿道からの眺望景観は現況から大きく変化することと予測しました。

地点 3 及び 4 から見た結果です。①案では煙突の位置が今とほぼ同じですが、②案では大きく変わることから、眺望景観が変化します。

また、予測地点から計画施設の煙突を見たときの垂直視角は、①案では約 13.0 から 29.7°、②案では約 14.6～52.2°であり、地点 1、2 は対象事業実施区域近傍のため、垂直視角が大きくなります。複数案を比較すると、地点 4 を除き①案のほうが垂直視角が小さくなるものと予測されました。

評価結果について。眺望景観は、①案は現況からの眺望景観の変化は小さく、②案は煙突の位置が現状と大きく変わるとともに、工場棟の高さがある壁面が道路に近いことから、市道北谷津町 4 号線沿道からの眺望景観は現況から大きく変化すると予測されます。また、予測地点からの計画施設を見たときの垂直視角は、地点 4 を除き①案のほうが小さくなるものと予測されます。以上により、①案の煙突北側配置のほうが、ごみ処理施設の存在による景観への影響が小さく、より環境に配慮した案であると評価いたしました。

次に、廃棄物です。供用時におけるごみ処理施設稼働による影響について、予測を行いました。

予測は、処理方式に関する複数案について、方式により発生する廃棄物の量が異なることから、その発生量についてメーカーへアンケートを行い、最終処分量を整理いたしました。アンケートは、各方式で 2 者、合計 4 者に対して行いました。予

測の結果、i 案、ii 案ともに廃棄物の処理に伴い、飛灰処理物、スラグ、メタルが発生します。このうちスラグ及びメタルは再利用を行い、飛灰は安定化処理の後に最終処分場にて処分を行う計画です。これを踏まえ、ごみ処理施設の稼働により発生する廃棄物の最終処分量は、1 年当たり i 案で約 7,300t、ii 案で約 8,900t となり、i 案のほうが最終処分量が少なく、影響が小さいものと予測されます。

環境保全措置についてです。新工場の供用に際しては、飛灰は処理設備において重金属等が溶出しないように安定化処理を行うなどの措置を講じることにより、廃棄物の影響を低減する計画です。評価結果については、i 案のシャフト炉方式のほうが最終処分量が少ないため、影響が小さく、より環境に配慮した案であると評価します。

次に、温室効果ガスです。供用時におけるごみ処理施設稼働による影響について行いました。予測は、メーカーへのアンケートをもとに発電量や副資材の使用量の違いに伴う温室効果ガス排出量の差を予測いたしました。

予測結果は、1 年当たり i 案で約 5 万 4,000t、ii 案で約 2 万 8,000t となり、ii 案のほうが排出量が少ないものと予測されました。

環境保全措置について、ごみの焼却に伴って発生するエネルギーを積極的に回収するなどの措置を講ずることにより、供用時におけるごみ処理施設稼働による温室効果ガスの影響を低減させる計画です。

評価結果です。ご覧のとおり、ii 案の流動床式のほうが排出量が少ないため影響が小さく、より環境に配慮した案であると評価します。

総合的な評価です。処理方式に関する複数案と施設配置に関する複数案のそれぞれについて、評価結果をご説明いたします。

まず、処理方式に関する複数案に対する評価結果です。重大な影響の有無については、土壌・地下水質、大気質及び悪臭において、i、ii 案ともに重大な影響が生じることはないとは評価いたしました。複数案による比較評価につきましては、大気質、悪臭は同程度、廃棄物については i 案のほうが、温室効果ガスについては ii 案のほうが、より環境に配慮した案であると評価いたしました。また、いずれの案も共通の環境保全措置を講じる計画としております。

以上により、環境面の検討では、廃棄物の観点からは i 案が、温室効果ガスの観点からは ii 案が、より環境に配慮した計画案となります。なお、本事業では、性能発注方式により整備を行う予定であります。発注段階では処理方式が決定されません。このため、本検討結果を発注関連資料として添付しまして、事業者さらなる環境面での配慮を促すなど、処理方式の選定に十分に配慮してまいります。

次に、施設配置に関する複数案の評価についてです。重大な影響の有無については、①案、②案ともに重大な影響が生じることはないとは評価いたしました。複数案による比較評価については、大気質、悪臭、騒音・振動は同程度、日照障害及び景観については、ともに①案のほうがより環境に配慮した案であると評価いたしました。また、いずれの案についても共通の環境保全措置を講じる計画としております。

本施設は、既存の施設よりも処理能力が大きくなるため、煙突、建屋ともに大きくなることを避けることが困難であります。日照障害及び景観については、一定の影響が生ずることが想定されるため、より影響の小さい①案を選定することが望ましいと考えます。また位置選定の観点からは、ごみ搬入車両が一時的に集中した場合のために、敷地内に待機スペースをより確保できる等の理由から、①案が望ましいと考えております。以上を踏まえて、施設配置に関する複数案については、①案の煙突北側配置を選定することといたしました。

以上で、計画段階環境配慮書の内容につきまして、ご説明を終わります。よろしくお願いいたします。

【岡本会長】 説明、どうもありがとうございました。ただいまの事業者からの説明につきまして、委員の皆様方よりご意見、ご質問がありましたら、お願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【能川委員】 二つ教えていただきたいのですが。まず第1は、要は現在、施設がありますよね。それとこの新しい施設がつくられることによって、環境への負荷が増えるのですか、減るのですか。大気質のところを見ると、0.2～3.0%増加すると書いてあるので、大気質は悪化するのですか。

なぜそういうことを言うかということ、これは非常に古い施設なので、改善をするとおっしゃいましたので。今の技術だと、そういうような大気質は極めてきれいになるのではないかと思っていたのですが。その辺、いかがでしょうか。悪化するのか、改善されるのか。

【瀬川廃棄物施設課長】 まず、今のご質問ですけど、先ほどご説明した計画値につきましては、現北谷津清掃工場用地の計画値よりもさらに改善されまして、濃度的には改善されますが。実際に予測評価を現状からすると、規模が大きくなりますので、その分だけ増加するのかなと思っております。

【能川委員】 要するに量が大きくなるから、出る廃棄物は多くなるということですか、大気質の例えば NO₂とか。

【岡本会長】 説明をお願いします。

【事業者 A】 今のご質問ですが、まずこの施設については、現在の施設を止めた後に、その跡地に新しい施設をつくるというものですので、同じ施設、二つ施設が動くということはありません。

それから今回の予測ですが、複数案の対比をするという意味から、現況の濃度は既存の測定局での濃度、既存の大気常時監視局の測定局の濃度に、単純にこの施設からの排ガスを加えています。実際は、古い施設がなくなって新しい施設ができるので、その差し引きを考えると、多分少し下がるか、規模が大きくなるので同程度ぐらいになると思うのですが、そこら辺の詳細については、まだいろんな細かいところが決まってないので、今の段階ではそこまでは出てないのですが。

【岡本会長】 事業者さんに回答をお願いしたいのですが、パワーポイント資料の26番、増加率0.2～3.0%と書いてあるのですが、この増加率とは何に対する増加率なの

か。それから委員の先生からの質問は、現況施設の寄与濃度と、今回の計画している新施設の寄与濃度、あるいは排出量についての増加率、別々に回答をお願いします。

【事業者 A】 まず、ここで書いてある増加率 0.2～3%ということで、i 案と ii 案でそれぞれ書いてありますが、現況の濃度に対する増加率を示しております。現況の濃度というのには、実は今、動いてきて清掃工場の濃度も含まれている濃度、今現況の濃度ということで示していますので、そういう意味では、ダブルカウントしている可能性はあるのですけれども、単純に今の現況の濃度に今回の施設の排ガスをプラスしたら、これぐらいになりますということでお示ししているものです。

もう一つ、今、動いている施設と、じゃあ将来の施設でどれぐらい違うのかということについては、今、詳細な資料がないのですが、今 300t の施設ですが、今回 585t に大きくなります。一方で排ガスの濃度については、先ほどお示したように現在の施設の排ガス基準値よりもすごく小さな値になりますので、その分の差し引きになると思いますが、そこら辺については、今の段階では、はっきりどれだけ違うかというのはちょっとお示しできないので。次回の審査会のときに、そこら辺の排ガス量の数字は全体量になると思うのですが、お示しできるようにしたいと思います。

【岡本会長】 先生、よろしいでしょうか。

【能川委員】 わかりました。住民にしてみれば、新しい施設になって、きれいな空気になるということが期待されたらよろしいのかなという具合に、いつも思いますので。では、次回お願いします。

もう一つですけども。先ほどちょっと出たのですが、重大な影響がないということとを、全てについてお書きになっていますけども、騒音・振動と悪臭と大気質、それぞれ重大な影響を生じないと評価されているということに関して言えば、基本的には何をもって重大な影響ということになると思うのです。では重大な影響は逆に言うと、市民のほうから言うと、重大な影響でなければいいというように、この審査会がやっているのかと思われるということのも、なかなか答えがたいところですので、重大な影響が生じなければいいというような表現にならないような表現を、お願いしたいということです。そういう言葉を使われますと、市民側としては、小さい影響、中等度の影響はあるのかなと思われると思うので。それは、先ほどからお願いしている分です。

それに関してですが、環境基準、あるいは法的規制に沿っているから重大な影響がないというようにおっしゃっているという気がしますので。もしそうであれば、そのような意味できちんとお書きになるのがいいかなというのは、私の感想です。

それで、その臭気について、臭気指数が 10 と 16 と書いてありますよね。16 のところの表現が、すごく気になるのですが。スライドの 34 ですが、著しく不快を感じると認められない程度とする計画であることから、敷地境界から離れている住宅地への臭気による影響は、さらに小さいものであるということで。臭気指数 16 だと、

これは著しく不快を感じる人がたくさんいるという値なののでしょうか。この表現を、そういうぐあいに読むとすると。臭気 10 だと、大多数の人が感知しないというように書いてあったようにも理解できたのですが。16 で著しく不快を感じると認められないということになると、16 というのは、そういうような指数の値なののでしょうか。

【岡本会長】 回答をお願いいたします。

【事業者 A】 まず、評価で重大な影響と、その言い方という話ですけれども、一応配慮書の千葉市さんも含めて国の指針が、配慮書に関しては、一つはそのものをつくることによって重大な影響がないかという観点からと、それと複数案が幾つかありましたので、その複数案に対してどっちが項目ごとに、大気なら大気、悪臭なら悪臭でどうかというのを比較検討して、その結果を踏まえて最終的に経済面等も含めて事業者のほうでどの案にするかというのを検討するというのが、配慮書の内容になっていると思うのですけれども。

そういう意味で、重大な影響という書き方をしたのですけれども。先生のおっしゃるように、確かに住民にとっては重大な影響というふうに聞かれると、何かなと思いますので、そこら辺は注意していきたいと思います。

一応、今回重大な影響としてということで、当社のほうで今回書いたのは、やはり環境基準とかそういう目安に対して大丈夫かという話と、その現況に対して大きくこの施設をつくることによって環境が悪化することがないか、そういう面から見て重大な影響はないかというふうな判断をしています。

あと次に、悪臭ですけれども。臭気濃度 10 というのは、あるにおいのあるものを 10 倍に薄めたときに、におわなくなる程度というのが臭気濃度 10 というふうに定められています。今、臭気指数 16 というのですけれども、これは実は悪臭防止法の規制基準の値になっていまして、その値を守ることになっているのですけれども。大体臭気指数 16 という値は、何のにおいかわかるかどうかというぐらいの程度というふうに、大体一般的に言われている程度です。敷地境界で、それ以下にすることによって、さらに住居まで行く間にある程度拡散していくので、さらに影響は小さくなると予測するというような評価とさせていただきました。

【能川委員】 ありがとうございます。わかりました。

【岡本会長】 先生、よろしいでしょうか。ほかに質問、ご意見のある先生、おられますか。

【田口委員】 ちょっと基本的なことで申し訳ないのですけれども、何点か教えていただきたいのですけれども。

スライド 6 番、130m の煙突をつくられるということですが、耐震性なんていうのは、どのぐらいのことをお考えになっているかということ。それから 19 番のスライドで、これは多分スクラップ・アンド・ビルドなりますよね、建物等。そうしますと、解体工事等で出てきたごみや何かというのは、これ再利用とかというのをお考えですか。

それと 55 番のところの処理量が違うということ、この i と ii の方法で燃焼温度と

いうのは違うのでしょうか。その辺、ちょっと教えていただければと思います。

【岡本会長】 それでは、事業者より回答をお願いします。

【瀬川廃棄物施設課長】 廃棄物施設課です。最初の煙突の耐震性ということですが、数字はあれなんですけども、清掃工場は普通の公共施設よりも一応25%をアップするような形で計画を、市ではしております。ということで、一般の公共施設よりも耐震性がアップしているということと。

それから解体につきましては、当然今は解体そのものの産廃みたいなものも、鉄についてもスクラップ控除で、スクラップとして売り払ったりとか。コンクリについては、裁断して再利用とかいう資源化をちゃんと図るようなことでは発注していますんで、可能な限りリサイクル、再資源化する方向となっております。

それと燃焼温度ですが、シャフト炉式のほうはコークス等入りますんで、約1,800℃ぐらいです。流動床方式につきましては約1,300℃ぐらいという形で、ちょっと同じガス化でも温度が下がります。

以上です。

【岡本会長】 先生、よろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。お願いします。

【北原委員】 景観に関して2点質問します。49番のスライドで、四つの予測地点が挙げられていますが。これ少し離れてはいるのですが、北東1kmぐらいのところに御茶屋御殿跡とか、旧史跡関家住宅という史跡があります。南のほうに2kmぐらい行くと平和公園があって、もう少し5kmぐらい南東に行くと泉自然公園があって、そういった史跡とか多くの人が利用する公園がありますが、そこいらの場所から、この新しい煙突が見えるのか見えないのかということと。見えるとしたら、どのように見えるのかというのが一つ目の質問です。

2点目は、現状の煙突は赤白のだんだら模様ですが、新しい煙突で赤白のだんだらということはないのでしょうかという確認ですが。

以上です。

【岡本会長】 回答をお願いいたします。

【事業者A】 先ほど御茶屋御殿とか平和公園というのがあるということは、承知しています。今回は配慮書ということで複数案の違いが見られるかという観点から、今回調査ポイントを選んでいきますので。そういう意味では、少し対象事業実施区域に近いところで、今回は対比をさせていただいています。今後、方法書以降、一つの案に絞って、具体的な予測を行っていくのですが、その段階で、そういうところについても見える見えないかというのを検証していきたいと思っております。

以上です。

【岡本会長】 ありがとうございます。先生、よろしいでしょうか。

【瀬川廃棄物施設課長】 次にですね、赤白の煙突についてでございます。既

設の北谷津清掃工場は、昭和52年に建設された施設でございまして、その当時は、煙突については赤白が決まりというような状況でございまして。

北清掃工場、これ平成8年、新港工場14年ということですが、それについては、もうそういう色が緩和されていまして、ああいう赤白みたいなものは採用されていません。この施設につきましても、景観については千葉市のほうで計画もございまして。色についても、千葉市では海のほうとか、里のほうとかと、そんな形で、ここの地域は里という位置づけになりまして、そういうイメージもございしますので、赤白の煙突については考えておりません。

以上です。

【岡本会長】 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほかの先生方、質問をお願いします。

【大原委員】 大原と申します。地質担当ですので、地質のこと、地下のことについてちょっとお尋ねしたい。先ほどのご説明に、土壌、地下水質については重大な影響がないとされ、重大な影響って何を指すのですか。それを読むためには、きょうパワーポイントでお示しいただいたのには出てきませんでしたけれども、先達て送っていただきました冊子の3-30ページ地形分類図と、3-31ページの表層地質図をどういうふうに読むか、先ほどの重大な影響と絡めて、おわかりですか。表層地質図は二枚の図幅をつなげてあり、凡例にないものがあるのです。ことに、この地下の水系に関しては、北側に鹿島水系ですか、この佐倉市のほうに流れていく水系と、千葉市の都川の上流に当たる水系があり、影響が出るとすれば、重大かどうかはともかくとして、鹿島川水系ですね。

鹿島川流域は、地形的にも地下水系的にも影響が予想される事故がないでしょうけども、この地質図で読まなきゃいけないわけですが、理解ができません。わからないというか、大変深刻なのは、この凡例が、原図をそのままカット・アンド・ペーストしたのか、層序年代を不規則に並べてあるのです、非常にわかりにくい。

私流に勝手に考えますと、一番若い地層が、上位にあるのは若いというか、あっているのですけども。下部に火山性岩石があります。岩石というのは何を示しているのか、これがわからない。あそこに岩石があるのか、これは堆積物だと思うのですけども、その確認をされたのでしょうか。

本来ならば、この上の泥がち堆積物は、砂がち堆積物とローム層というのの間に入っていると思うのです。その下位に、さらに泥、砂、泥、砂がある。これに1、2、3をどうして区別したかも、これは地下水の分布にかなり関係してくると思うのです。その表現が、この図から何か読みにくい。この次にご説明いただくときには、この平面図でなくて、断面図で説明してください。処理場のあるところは、ちょうど分水界で、台地の一番高いところにあり、地形的にも、土壌拡散する場合も影響します。それは地下水も、重要です。

私は、ちょっと話が長くなりますけど、鹿島川を調査したわけでありませんが、

一般的な常識からすると、これらの地層が千葉市から佐倉市のほうに向かって。南西から北東、だから南から北のほうに向かって傾斜し、緩く傾いて、それによって地下水が流れて、湧水があるということも説明できるわけです。そういうものがわかるように、表層地質や浅層地質を、次回のご説明のときには工夫していただきたい。

以上です。

【岡本会長】 回答をお願いいたします。

【瀬川廃棄物施設課長】 廃棄物施設課です。まず私のほうからは、まず現状の清掃工場の水の利用と、それから新しい工場についてちょっとご説明させていただきます。

現状は、この地域は調整区域ということで、住宅地じゃないことから井戸水を採取して、清掃工場の水として利用しております。また排水につきましては、プラントとしては、水は場内で、外に出ないような形になってはいますが、一部浄化槽の水については、都川系のほうに流れているような状況でございます。

新しい工場につきましては、発電をやるということで、やっぱり井戸水は不安定なものですから、市の水道を引いてくる計画です。ですから、井戸の採取はいたしません。

それとプラントのほうの処理水ですけども、基本的には中でなるべく使用しようと思っていますけど、どうしても一部、やっぱり余るといってか余分に出るものはございまして。ここの地域については、平成 17 年度には下水道が入ってますので、その水については下水道のほうで処理するということです。現状から比べると、水の採取及び処理については、大分改善されるのかなと思っています。

あと凡例につきましては、別の者から回答させていただきます。

【岡本会長】 お願いします。

【事業者 A】 まず、3-31ページの図ですけれども、これは表層地質、既存の資料ですけれども、地層を断面的に見ているものではなくて、単純に表層の地層がどういうものになっているかというものをあらわしている図面になります。ですので、未固結堆積物とか、反固結堆積物とか火山性岩石というのを、下から積み上がっているものを示しているのではなくて、単純に地面の表面を見たときにどういったものがあらわれているかというものを示している図面になっております。これが出典として、この土地分類基本調査図とかこういうもので、既存の資料で示されているものがありましたので、一応それを参考の資料としてつけさせていただいたものになります。

あと今回、土壌、地形、地質については、どちらかというと土壌汚染の観点から影響がないかということで、今回、予測評価をさせていただいています。今の工場に汚染があるかどうかというのは、まだわからない、不明ですけれども。一応あった場合は、重大な影響がある可能性があるということで、今回予測評価の項目として選んだのですけれども。一応その結果については、先ほども説明したとおり、き

ちんと現状は調査して、もし何かあった場合には、きちんと対策をするからということで重大な影響は小さいということで評価をさせていただいております。

以上です。

【岡本会長】 事業者の説明と委員の質問で、若干食い違う点があります。それは、3－31ページの図、十数 km 四方の範囲のもので、ちょうど対象地点が鹿島川と都川の分水嶺の近くにあります。将来、土壤汚染の調査をするとき、どういうポイントを絞って調査をすればいいのか、それから重大な影響があるとすればどういうことが懸念されるかということを検討するに当たっては、対象地点の周り数 km の範囲で十分であって、どちらの方向に地下水が流れていくのか。それから地表面の地質がどうなっているのか、より明確に分かるようにしてください

広域の図でどこを絞ればいいのかがわからないような図ではなくて、対象地点を中心にして、少なくとも1kmか2kmの範囲で、その地下水がどちらに流れるのかわかるようにして下さい。それから、どういう性質の土砂で覆われているのかわかるようなものを示して下さい。恐らく現況の施設をつくるときに、そういう調査をしているはずだと思いますので。むしろそれをここに提示して示していただいたほうが、委員の質問に対する回答としては適切ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

【瀬川廃棄物施設課長】 実際のこの工場は古い、50年代なものですから、例えば環境アセスメントの調査とかそういうものはやっておりません。ただし、建設するときのボーリングデータ等はございますので、そういうものを見ながら、対応したいと思います。

【岡本会長】 具体的には方法書の検討段階でも間に合うものがあると思いますが、もし過去のそういう資料があれば、多分委員の懸念を減ずるような資料が用意できるのではないかと思いますので、検討をお願いします。

先生、そういうことでよろしいでしょうか。

【大原委員】 はい。じゃあよろしくをお願いします。

【岡本会長】 どうもありがとうございます。ほかに質問、いかがでしょうか。

土谷先生、お願いします。

【土谷委員】 私は土谷と申します。配慮書には、多分なくても仕方ないかもしれませんが。多分これ生き物、かなり影響を受けている。実は多分、森林がこの工場によって分断されていますね。だからつくったときにはつながったのだけど、それが分かれてしまったということなので。多分、北東の森林と、それから大草の林と、生き物の連続が余りないのではないかと思います、本当にないかどうか。

それから、もしできたら、ただ工場の北側のところには、多分これ緑地とありますけども木が生えていますね。なので、基本としては今でもこういう木っていうのがあるのかもしれないということで、そういったことについても検討していただきたい。今回じゃなくてもいいのですが、考えていただきたいと思います。

【岡本会長】 事業者より回答をお願いいたします。

【事業者 A】 今回は建てかえということで、どちらかというとい供用時を中心にやっています。工事中については、影響については、確かに伐採とかと一部ある可能性もありますので、方法書以降の段階で動植物調査についても実施して、それについては配慮する評価を行う計画としています。

以上です。

【岡本会長】 先生、よろしいでしょうか。

【土谷委員】 もう一つですが、生き物にとっては、実は第②案のほうがいい気がします。でも仕方ないと思いますけども。

それから日照のことですけども、これは人の影響に注目しているようですけども、敷地内でも例えば植物がいっぱい生えていますね。そのために日照時間って、非常に大事なことだと思うのです。ぜひ、すごく簡単なことなので、内側のほうもちょっとシミュレーションしてみたいと思います。

以上です。

【岡本会長】 どうもありがとうございます。事業者さんから回答、補足のもし回答があればお願いしたいと思いますがよろしいですか。

【事業者 A】 わかりました。実際は、敷地内の影も実際は予測できていますので、それは問題ないと思います。

【岡本会長】 どうもありがとうございます。ほかの先生方、質問をお願いします。

杉田先生、お願いします。

【杉田委員】 杉田と申します。単純に質問なのですが、土壌汚染については、現状調査をするとおっしゃっていらしたのですが。その現状調査に、地下水水質も入るのかということ。

それからもう一つは、処理方式については、どのような段階でどのように決定とか選定されるのかを、ちょっと教えていただければと思います。よろしくお願いします。

【岡本会長】 では、回答をお願いします。

【瀬川廃棄物施設課長】 廃棄物施設課です。処理方式の選定です。処理方式につきましては、今、千葉市はこの工場については、PFI 的手法である DBO 方式という形で、建物、運営維持管理は、20年ですけども、含めて発注する予定で作業を進めております。来年度、公募をする資料等を作成して、30年度に事業者を決定するという計画でございまして。その決定するときに、先ほど評価の中でいろいろ甲乙ありますけども、その辺について今回環境アセス等でいろいろご意見いただいたものを反映して、技術的な評価とか経済的なものを含めて、そういう重み等も考慮しながら総合評価によって事業者を公募して、処理方式を決定したいと思っています。

実際に 30 年度で決まりますので、事業者が決まると方式が決まって、中のガス量とかいろんなものが全て決まります。それをもって準備書を作成、予測評価をするような形で考えております。

以上です。

【岡本会長】 先生、よろしいでしょうか。

【杉田委員】 連絡調査で地下水の水質も測定されますかというのを、ちょっと伺ったのですけど。

【事業者A】 先ほど説明したとおり、土壌汚染対策法に基づいて調査を行っていくのですけれども。こちらは段階がありまして、まず地歴の調査ということで、汚染の可能性があるかどうかというものと。汚染の可能性があった場合は、まず表土を取って、まだそれでも出てきた場合には、じゃあ地下にいったいどうか、水質にいったいなのかということで、だんだん段階を踏んでやっていくことになります。今後、そこら辺の調査をやっていきますので、必要に応じて汚染の可能性のある場合は、地下水もやっていくことになっていくと思います。

以上です。

【岡本会長】 よろしいですか。ありがとうございます。ほかに質問。

じゃあ、先生から。

【前野副会長】 副会長の前野です。教えていただきたいのですけれども。まだ処理の方式は決まってないということで、それはいろいろご検討されるかなと思っておりますけれども。一つには、対象ごみの種類、計画ごみ質についてです。いろいろなシミュレーション、予測結果につきましては、基準ごみをもとに計算をされているのでしょうかといいますのが1点です。

【瀬川廃棄物施設課長】 廃棄物施設課です。ごみ処理プラントにつきましては、基本的に基準ごみを、実績に基づきまして将来予測の目標年次の基準ごみを想定してしまして。それをもとに排ガス等の算定をしておきます。ただし、ごみは均一でありませんので、高質、低質という幅をもって、その中の処理能力、今回は585t ですけども、ある程度の幅をもった処理で、低質の場合でも高質の場合でも、上下でも585t 処理できるような。基本、基準ごみでありますけども、上も下も含めて幅広いそういう対応で、プラントを設計してまいります。

【前野副会長】 わかりました。それに関連してなんですけれども、焼却処理量がかなりプラスチック、減っておりますので。恐らくごみの種類といいますか内容は、少し変わってきているような気がしております。また、平成26年度からさらに先の10年後あたりを考えますと、またごみの様子が大幅変わる可能性があるかと。予測をかなりしっかりやらなければいけないというのが、私の指摘の一つですけども。

同時に、そのごみの特質が変わってくると、いわゆる方式のどちらをとるか。場合によっては、助燃がない場合に安定しない、温度が低くて。したがって処理量が予定どおり出ないという可能性が出てくるのではないかと。一方でコークス等を使えばよく燃えるのですけれども、温度が高くて窒素酸化物等が出るので、今度はアンモニアをしっかり使わなきゃいけないとか、そういうふうに流れますので。意外と、このごみの種類、ごみ質は予測をしっかりすることが、重要なのかなと思っ

ております。

エネルギーとか CO₂ から考えると、当然シャフトよりは流動床がいいというのは一般的ですが、ごみの質が変わってくると、温暖化ガスにとってはいいのですけれど、稼働率が悪くて、しょっちゅう止まっているとか何かそういうことになると思うなという気がしておりますので。特にごみ質が、これは難しいのですけれども、10 年後どうなっていくか。その辺も少しお考えいただきながら、ある幅をもったもので、できるだけ対応できるような設計方式を立てていただけるといいのではないかと思います。

以上です。

【瀬川廃棄物施設課長】 廃棄物施設課です。先ほど施設の基本計画について、建物についての説明をしましたが、あわせて、ごみ処理基本計画を策定しております。そのごみ処理基本計画では、例えばごみの減量についてプラスチックをどうするか、そういうことも踏まえて、平成43年度までを見越して、人口減だとか、ごみ質も含めての検討をして、今、決定しております。それにあわせて、この施設のごみカロリーも、現状から将来推移とまで推計してやって。一応、整合はとれております。

先生ご指摘のとおり、幅がまだ上下あると思いますけれども。その辺についても先ほど申したとおり、一応基準ごみという想定して、あと上限、下限というある幅を持った施設で検討して、問題ないような施設をつくっていききたいと思います。

以上です。

【岡本会長】 ほかにいかがでしょうか。

それでは、私からも一つお聞きしたいことがあるのですが、この施設、20 年ぐらいの間でのスパンで考えるということですが。施設のリスクということですか大気汚染の防止装置等のトラブルの頻度から、それを回避する方法。それから燃焼方式の相違によって差が出てくるのかどうか。それから、トータルで事業者を選定する場合に、集じん装置から脱硫脱硝装置等も含めてのプロポーザル審査になるのかどうか。その段階での施設の安定性ですとかトラブルの頻度、それからトラブルがあったときのリカバリーに要する時間、それからあと燃焼が連続なのか間欠なのか。それから間欠の場合、最高温度に達するまでの間というのは、排ガス処理装置にも非常に運転が不安定になります。ですから定常的な排出強度と、そういうたき上げ稼働時でどの程度の差があるのかどうか。

それから発電をする場合、ごみの量が減った場合に一定量の電力出力を維持するために何らかの対応が要求されるのかどうか。そういうものが環境負荷の増加につながる頻度、リスク、そういうものがどの程度あるのか。そういうところも可能な範囲で結構ですので、次回補足資料を提出していただければありがたいと思います。

大部分は方法書以降の検討で対応できると思うのですが、施設の重要な代替案の選定評価に組み入れるべき項目があるかどうかということについても、事業者として評価をしていただければありがたいと思います。回答はここでは結構ですので、

次回で構いません。

あと先生方、補足。じゃあ諸井先生、お願いします。

【諸井委員】 冒頭でいろいろお話がありましたので、ちょっとご説明をさせていただきます。

臭気指数 10 と 16 ということですが、臭気指数 10 のイメージというのは、臭気をほとんど感じない状態です。例えば公園とか住宅地とか、そういったところのイメージを持っていただけたらと思います。あとちょっとにおいがあっても、10 未満、10 程度になることがあります。それは大体わかりやすいところですよ、梅の香りがするとか、この季節ですよ。そのぐらいでも 10 程度、10 未満ということになるかと思います。

10 と 11 の違いはどうかと言われると、それはちょっと難しいのですが。10 と 16 ですよ、16 の場合ですよ、ある程度においがある状態です。ここに何かあるとか、そこそこにおい質がわかる。例えば、ちょっと下水処理場のようなにおいがするとか、そんな強い状態ではないですけども、ある程度におい質がわかるという状態です。

千葉市さんの規制ですよ、B 地域が工業地域で、工業地域は臭気指数 14 ということで、14 よりも緩い基準になっている、16 ということで。これは、こんな緩くて大丈夫なのかといいますと、もともとこの地域、市街化調整区域で、においがある状態、多少においがある。例えば畑があって、肥やしがあって、もともとにおいがあるので、多少順応しているという状況ですので、16 という基準になっております。

あとにおいの観点から、ちょっとご意見を言わせていただきますと、16 を守ればいいよということになりますけども。ただ、においというのは感覚公害なもので、守っているから大丈夫だというわけではありません。やはり、それよりも下げる工夫をしていただくのが大事かと思います。こちら、プラットホームで大分、引圧に保っておりますので、ピットのほうは管理が行き届いていれば大丈夫かとは思いますが。

私も以前、清掃工場の調査をしたことがありまして、ごみの排出時期によって、ごみの量の変動するとあります。例えば連休明けとか、そういうときはごみの量がふえますので、その場合、臭気が高くなります。あと夏場は、これは運用面なので、今はこれ施設面なので直接関係ないかもしれませんが。夏場は腐りやすくなりますので、においが出やすくなりますので。そういった場合、施設的には大丈夫だけれども、運用上で変化が激しいのが悪臭の特徴になるかと思います。

あと、ちょっとこれは極論ですけども、距離が保っておりますので、大気拡散で、基本的にはにおいが薄くなります。ただ、非常にちょっと科学的でないことを申し上げますと、においの場合、まれににおいが塊で来ることがあります。拡散しないで、そのままにおいが塊で動いていくということがあります。ですので、距離があるから大丈夫だというふうな形で、安心はされないほうがいいかと思います。

ちょっと別の業種で畜産関係の調査をしたことがありますけども、畜産のにおい

が 1km 先までにおう、どこまでにおうかということの調査をしたことがありますので。ですので、大気と同じように拡散して薄くなるのだということは、基本的にはそうすけども、まれに拡散しないでそのまま移動してくる、それが悪臭苦情につながるということになりますので、お気をつけいただけたらと思います。

周辺は、余り家までの距離は多少ありますので、敷地境界から外も多少ありますので、緩衝地域になると思いますので大丈夫かとは思いますが、苦情には留意していただけたらと思います。

あと 1 点質問で、清掃車は、悪臭防止法ですと、移動発生源ですので悪臭防止法の対象になりませんが、清掃車に対する対策、処理が何かをお考えであれば、お聞かせいただけますでしょうか。

【岡本会長】 お願いします。

【瀬川廃棄物施設課長】 廃棄物施設課です。基本的には、清掃車については、積んで、入口ではかって、ごみをピットに捨てて、帰るときには、一応洗浄して帰ってもらうような形で。今の北谷津清掃工場はないのですけども、北工場、新港については、洗って出してもらうような装置がついております。

【諸井委員】 はい、わかりました。ありがとうございます。

以上です。

【岡本会長】 どうもありがとうございます。ほかに。委員の先生、お願いします。

【北原委員】 すみません。ごみ搬入車両の件で、ちょっと質問したいんですが。4-17のところに、ごみ搬入車両の台数及び走行距離となって、年間7万9,000台という数値がありますが、これはもっと前のほうの2-32の関係車両台数のごみ搬入車両、1日259台とどういう関係にあるのかということ。この台数を年間にすると、7万9,000台になるのですかというのが1点目と。

この台数というのは、現施設の台数と比べてどうなのでしょうかとというのが 2 点目です。

【岡本会長】 お願いします。

【事業者 A】 まず年間の台数と、あと2-32ページにあるパッカー車の台数なのですが。本的には2-32ページにある関係車両台数を年間の台数にしたものが7万9,429台。ただ、オーバーホールとかそういう時期がありますので、そういうのは多少考慮しながら出している数字になります。

【岡本会長】 先生、よろしいでしょうか。

【北原委員】 はい。

【瀬川廃棄物施設課長】 廃棄物施設課です。2問目の現状はどうかというご質問です。実際に300tの処理能力を持っている工場ですけども、実はほかの工場のほうにごみが行ってしまして、年間約3万 t 弱ぐらいしか、今、処理をしておりません。大体2t車で搬入されますので、ざっくりいうと年間3万 t ですと、1万5,000台ぐらいというような数字になります。

以上です。

【北原委員】 わかりました。お願いが2点あります。1日260台というのは、1時間平均すると10台ちょっとですが、24時間たらたら来るわけではなくてピークがありますね。ピークのときに、やはり大気の問題とか騒音の問題、振動の問題というのは出てくるので。平均でとらずに、やはりピークのところを、次もう少し詳しくやるときには、きちんと押さえていただきたいというのが一つと。

もう一つは、やっぱり現施設の7倍ぐらいの台数になるわけですね。そうすると、敷地の中だけじゃなくて搬入路とか何かはかなり負荷がかかっているという印象を、地元の方たち持たれると思うので。そこら辺については十分、この範囲ではないかもしれませんが、市民に対する理解を図る必要があると思います。

【岡本会長】 事業者さん、よろしいでしょうか。

それでは、次の質問に。鶴見先生、お願いします。

【鶴見委員】 配慮書、3-64ページです。鳥の種名で、最初のコミミズクがヨコバイ科になっていますけれども、これうっかりミスだと思います。これは、66ページのフクロウ科に入るべき鳥ではないでしょうか。ご確認いただければと思います。

もう1点、施設内の池がありますけれども、この池というのは人工の池でしょうか、それとも自然の池でしょうか。今回、工事を行うときに、この池への影響ということ、どのようにお考えでしょうか。その1点を教えていただければと思います。お願いします。

【岡本会長】 回答をお願いします。

【事業者A】 まず初めに、3-64ページのコミミズクについては、ちょっと確認して、次回お答えするようにしたいと思います。よろしくお願いします。

【瀬川廃棄物施設課長】 廃棄物施設課です。2点目の池ですけれども、先ほどちょっと地下水の形で議論がありましたけど、ここが分水嶺ということで一番高いところです。ここの池という、今現状ですけれども、実はこれがずっと下の下流まで行きまして、実際には当時は鹿島川のほうに流れていたような状況がありますが。現状は埋め立てみたいなのをされて、自然に水がたまっているような状況でして。今、ここは雨水として、現状ポンプアップして、下水道の雨水路のほうに流しているという状況でございます。

新しい工場につきましては、これについては基本的に残すような形で、手を加えることはありません。

以上でございます。

【岡本会長】 先生、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

いかがでしょうか。もしよろしければ、大分時間が過ぎていきますので、また後で気がついた点等があれば、事務局のほうに報告をしていただくことにしまして、本日の事業者さんからの説明は、これで終了にしたいと思います。

それでは、事業者さん、どうもありがとうございました。

(事業者退室)

【岡本会長】 それでは次に、議題の2「その他」についてです。事務局より説明をお

願いいたします。

【安西環境保全課長】 それでは、事務局から説明させていただきます。

まず1点目としまして、今後のスケジュールですが、資料2をご覧ください。これからの流れについて説明させていただきます。

本日、第4回にて諮問をさせていただきました。次回の審査会ですが、平成29年度になります。4月の下旬、只今4月21日にて日程調整させていただいております。決まり次第、お知らせいたします。次回4月21日、平成29年度第1回をもちまして答申を取りまとめていただきたいと考えております。答申につきましては、事務局でたたき台を作成させていただきます。

また、追加のご質問がありましたら、3月27日、月曜日、時間が無く申し訳ありませんが、3月27日、月曜日までにメール、またはファクス等で事務局に提出していただければと考えております。

追加の質問等につきましては、次回に事業者から回答をしていただく考えでおりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からの説明は、以上でございます。

【岡本会長】 ただいま事務局からスケジュールなどにつきまして説明がありましたが、これについて委員の皆様より質問がありますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは特に質問がないようですので、これで本日の審議を終了といたします。進行を事務局にお返しいたします。

【安西環境保全課長】 事務局から皆様にお知らせしたい事案がありますので、資料をお配りさせていただきます。

(資料配布)

お手元の資料に書かれておりますように、千葉県市原市で計画されておりました石炭火力発電所建設プロジェクトが解消される旨、このたび東燃ゼネラル石油株式会社、株式会社関電エネルギーソリューションから発表されました。

この案件につきましては、千葉市は関係地域として関与し、現在、配慮書及び方法書まで終えた状況になっておりましたが、公表にありますように、本プロジェクトの事業性及び事業環境の変化等に関する両者の見解を踏まえ、今後、本プロジェクトの事業化に向けた検討を継続しないこととなりました。

お知らせ事項につきましては、以上です。

【岡本会長】 ありがとうございます。

【奥村環境保全課課長補佐】 岡本会長、ありがとうございました。

会議の冒頭でお知らせしましたとおり、本会議は千葉市情報公開条例の規定により公開することが原則となっております。また、本日の議事録は事務局にて案を作成後、委員の皆様にご確認いただきまして、議事録として公表させていただきます。

それでは、これをもちまして、平成 28 年度第 4 回千葉市環境影響評価審査会を終了いたします。長時間にわたるご審議、どうもありがとうございました。

午後 7 時 15 分 閉会